

虐待防止のための指針

社会福祉法人 信濃こぶし会

虐待防止委員会

虐待防止のための指針

1. 基本方針

社会福祉法人 信濃こぶし会が運営する事業所では、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定める。全ての職員がこれらを認識し、虐待を防止するために職員へ研修を実施し、本指針を遵守して福祉の増進に努める。

2. 虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会（以下「委員会」という。）」を設置するとともに、虐待防止に関する虐待防止責任者、虐待防止マネージャー、虐待防止・苦情受付担当者（以下「責任者」という。）を定めるなど必要な措置を講じる。

また、それら責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。

- (1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。
- (2) 委員会の委員長は、本法人の理事長が委嘱した顧問を虐待防止責任者とする。
- (3) 委員会の委員は、各事業所のサービス管理責任者、サービス提供責任者、児童発達管理責任者、主任計画相談支援専門員を虐待防止マネージャーとする。
- (4) 虐待防止・苦情受付責任者を若干名選出し、豊丘拠点と喬木拠点に配置する。
- (5) 委員会の開催は、年1回以上開催するものとする。
- (6) 委員会議事録を作成し、全従業員へ周知確認を行う。
- (7) 委員会の議題は、次のような内容について協議するものとする。
 - ① 虐待の防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関すること
 - ② 「基本理念」「倫理綱領」「職員行動規範」等職員へ周知すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の策定や内容に関すること
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 虐待事案（虐待の疑いのある事案も含む）の早期発見の取り組みに関すること
 - ⑥ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑦ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑧ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (8) 虐待防止に関する責任者は、運営規程及び本方針等に従い、虐待の防止を啓発・普及

するための職員に対する研修の実施を図るとともに、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- (9) 委員会は、職員セルフチェックシート・虐待早期発見チェックリスト（年1回）とモニタリングを実施し、虐待の早期発見に努める。

3. 虐待防止のための職員研修

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待防止を徹底する。

- (1) 研修プログラムの策定をする。

- ① 虐待防止や人権意識を高めるための研修
- ② 職員のメンタルヘルスのための研修
- ③ 障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修
- ④ 事例検討
- ⑤ 利用者や家族等を対象にした研修 等

- (2) 研修実施回数は、年1回以上とする。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、紙面または電磁的記録等により保存する。また、都合により研修未受講者へは後日研修資料を基に自己研修又は虐待防止マネージャーが研修内容を伝授し、紙面又は電磁的記録等により保存する。

- (4) 全従業員は、「研修報告書」を記入し提出しなければならない。虐待防止マネージャーは「研修報告書」を回収し、事業所内で保管する。

- (5) 研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も差し支えない。

4. 虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方針

- (1) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全確保、応急処置を最優先する。

- (2) 責任者に報告する。

- (3) 家族、身元引受人等へ連絡を入れ、報告をする。

- (4) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、勤務変更等の対応や、役職位の如何を問わず厳正に対処する。

- (5) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。
- (6) 委員会は、当該事案の当事者双方のほか、必要に応じて他の利用者又はたの職員の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) 原因の分析及び再発防止策の検討、支援内容の見直しを行う。
- (8) 必要に応じて理事会、保護者会の開催をする。
- (9) 職員等は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な扱いを受けない。
- (10) 通報・報告等を受けた職員は、その通報内容や届出をした人の情報は慎重に扱われ、守秘義務が課せられる。

(11) 市町村障がい者虐待防止センター一覧表

市町村	対応時間区分	担当課・係	所在地	電話	Fax
飯田市	平日・夜間等	健康福祉部福祉課 障害福祉係	飯田市大久保町 2534	0265-22-4511	0265-22-8133
豊丘村	平日	健康福祉課 福祉係	豊丘村神稲 3120	0265-35-9060	0265-35-5115
	夜間等	豊丘村役場		0265-35-3311	
喬木村	平日	健康福祉課 福祉係	喬木村 6664	0265-33-5123	0265-33-3679
	夜間等	喬木村役場		0265-33-2001	
高森町	平日	健康福祉課福祉係	高盛町下市田 2183-1	0265-35-9412	0265-35-6854
	夜間等	高森町役場		0265-35-3111	0265-35-8294
松川町	平日	健康福祉課福祉係	松川町元大島 3823	0265-36-7022	0265-36-5091
	夜間等	松川町役場		0265-36-3111	
阿南町	平日・夜間等	阿南町役場民生課 福祉係	阿南町東條 58-1	0260-22-4051	0265-22-2576
下条村	平日	福祉課 福祉係	下条村陽阜 1	0260-27-1231	0260-27-1228
	夜間等	下条村役場	下条村陸奥沢 8801-1	0260-27-2311	0260-27-3536
大鹿村	平日	健康福祉課 福祉係	大鹿村大字大河原 354	0265-48-5701	0265-39-2788
	夜間等	大鹿村役場		0265-39-2001	
飯島町	平日・夜間等	健康福祉課 地域福祉係	飯島町飯島 2537	0265-86-3111	0265-86-2225
塩尻市	平日・夜間等	福祉課 障がい福祉係	塩尻市大門七番町 3-3	0263-52-0280	0263-52-7732

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、虐待防止マネージャー又は虐待防止・苦情受付担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、虐待防止責任者に相談する。
- (2) 虐待防止マネージャー又は虐待防止・苦情受付担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が虐待防止マネージャー又は虐待防止・苦情受付担当者の場合は、虐待防止責任者がこれを代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これら確認の経

緯は、時系列で概要を整理する。

- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- (5) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

6. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、虐待防止・苦情受付担当者は寄せられた内容について虐待防止責任者又は虐待防止マネージャーに報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (3) 対応の流れは、上述の「5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るものとし、フローチャートを確認し実施する。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

4. 職員等が留意すべき事項

職員等は、当法人の「基本理念」「行動規範」に掲げる利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意する。虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、社会福祉法人、指定障害福祉サービス事業所としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要がある。

(1) 意識の重要性

- ① 障害の程度等に関わらず、常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- ② 職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心がけること。
- ③ 虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差等を認識すること。

(2) 基本的な心構え

- ① 利用者との人間関係が構築されている（親しい間柄）と、独りよがり思い込みないこと。
- ② 利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。

- ③ 利用者本人は心理的苦痛を感じていても、重度の重複障害などからそれを訴えることや、拒否することができない場合もあるとの認識をすること。
- ④ 職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員 同士で注意を促すこと。
- ⑤ 虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立ち事実確認や懇切丁寧な相談支援を行うとともに、虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーに速やかに報告すること。
- ⑥ 職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする意識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員等の義務であることを認識すること。

8. 成年後見制度の利用支援

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口（いいた成年後見支援センター）を案内する等の支援を行う。

9. 本指針の閲覧

利用者及びご家族等は、いつでも本指針を閲覧することができる。また、当法人ホームページにおいて公表し、常に閲覧が可能な状態とする。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。